

△松岡三郎名誉教授の報告要旨△

最高裁労働行政訴訟に思う

——最高裁民事労働訴訟にも若干ふれて——

一 ベンジジン労働行政事件最高裁判決

(1) ベンジジン労働行政事件に關係して 国を相手
にして（行政訴訟で）住民側が勝つた例は、非常に少な

い、その統計のとり方によって異なるが、この五年、六年の間で、四％前後であろう。最高裁労働行政訴訟法の分野では、その勝訴率はなお低い。

そのようなさ中に、わたくしが、労働行政訴訟の証言を引受けたのは、その事件は住民を救うべきだという、わたくしの気軽な発言を聞いた人から熱心に依頼をされたことにもよるが、わたくしは、一時、法務庁（今の法務省と法制局を合体したもの）に籍を置き、違憲審査の外、行政公務の仕事にも、法律上重要な意見を述べるという立場から、タッチしていたからである。

それは、一九四八年頃で、終戦後三年位経った頃で、わたくし達国家公務員は、裁判所から三人（その一人は後に最高裁判事になられた環一氏が居た）、学界から三人で構成され、今では考えられないことだが、政府に都合のよい法律解釈をするのではなく、それに拘束されないで、自主的立場から、法理論を展開できた。そういう雰囲気をつくり、先頭をきられたのは、その時のわたくし達の上司、わたくしの恩師でもある兼子意見長官であっ

た。同氏は、東大法学部で民事訴訟法の講義をしていたが、法務庁に新しくつくられた、調査意見長官の地位に就任したのである。

わたくしは、このような雰囲気があったので、現在の行政訴訟がどんなに変ったか、興味を覚えて、裁判所の要請により、二度までも、和歌山地裁にまで出かけて、被災者、原告の為に証言台に立った。

結局、地裁も、高裁も、最高裁も珍しく行政の決定を取消し、被告、国側の敗訴、被害者、原告側に軍配をあげた。

わたくしは、証人台に立つて感じたことの中で特に印象的なことが二つある。その一つは、裁判所に提訴するまでは、行政側として、救済しない詳細な理由を明示しないことである。その二は、裁判になって、その救済しない理由をかなり変更していることである。

国は、被告となった場合、訴訟当事者として原告である国民と対等であり、勝負を大事にするから、その抗弁に力を注ぐことは当然といえるが、あくまでも、全体の

奉仕者たる側面を有しているから、そこに限界があるはずである。本件で、国が救済しない理由が、行政の段階、裁判の地裁、高裁、最高裁の段階で、夫々、異なるのは、原告の主張に対応したものであるにせよ、全体の奉仕者たる国としては、勝つためには、はしやぎすぎている印象を受けた。結局、国側は、失敗している。

(2) ベンジジン労働行政事件のあらまし ベンジジンの製造作業に従事していると、数年後に膀胱癌など発症し、その潜伏期間が長いことが、特色がある。ヨーロッパでは、その研究がはやくから行われ、第二次大戦以前から、その製造を禁止する国もあった。わが国でも、第二次大戦前から、一部業界、当局は、知っていたようだが、労働者に就労させ、戦後、一九七二年労働安全衛生法の制定により、始めて、ベンジジンの製造、使用など禁止された(五五条令一六条)。その病気は戦前就労し、戦後はかり知れない多数に及び、国内で禁止された後は、海外に輸出され、海外からの非難も、輪をひろげた。その他砒肺事件、鉍山における慢性ヒ素中毒、じん

肺事件など、戦前の労災保険法施行以前就労し、施行後病気になって救済されていない同種の被災者も、目に余る程である。

その中で、ベンジン被災の七名の労働者、遺族は、一九七六年に、労災保険の請求をした。七名は、いずれも、労災保険法施行期日昭和二年九月一日以前、戦前にベンジジンの製造に就労していた者である。そこで、労災保険法の適用を受けるためには、労基法の適用が前提となる。そのため、労基法と労災保険法の経過規定を掲げておく。

労働基準法第一二九条 この法律施行前、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、なお旧法の扶助に関する規定による。

労災保険法第五七条第二項 この法律施行前に発生した事故に対する保険給付及びこの法律施行前の期間に属する保険料に関しては、なほ旧法による。

労災保険の対象で問題となるのは、通常、①業務の遂

行性と②業務の起因性（相当因果関係）であるが、本件では、労災保険法の施行以前に就労し、施行後に、それが原因で発病した場合に、同法が適用になるかという問題である。国側は、否定的に考えたが、裁判所は、肯定的に捉えた。

① 行政―労基署、労働保険審査会（一九七六年―一九八二年） 国側―労基署は、当初、遡及論から「労災保険法は、施行前に遡って適用する旨の規定はなく、請求人の疾病を労災保険法上という業務上のものと認めることはできない」と、いうだけで、労働者、遺族を救済しなかった。労災保険審査会も、労基署と同調した。若し労災保険法施行前の発病に対して同法を適用するというのであれば、それは、正に、法律遡及の問題であるが、本件は、法施行後の発病であるから、法律遡及の問題でなく法律適用そのものの問題である。

② 一審―和歌山地裁（一九八二年―一九八六年）
そこで、国側は、第一審の段階で、説を改め、法律遡及の問題でなく法律適用の問題とした。

しかし結論に固執して、労基法第一二九条 労災保険法第五七条第二項は、「業務上の事由である、或る事実」が法施行前にあるときは、旧法を適用すべきであるとした。

しかし補償、給付は、業務上の疾病、死亡に対してなされるのであって「業務上の事由である、或る事実」に對して為されるのでない。法文を素直に読むなら、明白である。

そこで、国側は、労災保険の本質論に問題を移し、労災保険法は、労働基準法の使用者の補償義務の代行施設として誕生したものであり、使用者の補償義務の存在が保障給付の前提であり、また、保険関係の成立が保険給付の要件であるとし、工場法などの旧法と労基法、労災保険法などの内容が全く異なると主張した。

しかし一審判決は、工場法などの旧法上の補償義務は、労基法上の補償義務と連続性を有する。たとえ法形式上旧法の廃止と労基法の制定という形が取られたにせよ、その実質は旧法下の補償義務がその改正によって強

化されたものにすぎないとしている。

③ 二審—大阪高裁（一九八六年—一九八九年（平元）年） 二審判決も、一審判決の結論を支持した。

しかし二審判決は、一審判決と異なり、新法適用の根拠を補償義務の連続性に求めることを否定して、「使用者は、本件被災者に対して旧法下における具体的扶助義務を負担してはいないから、旧法下における義務が労基法上の補償義務に同一性をもって引き継がれることはない」とし、「労働者にかなる権利を付与し、その反面使用者にどのような義務を負担させるかは、立法政策の問題である」として「発病時点における労働者保護法である労基法を適用し、使用者にもここに定めた災害補償義務を負担させることとしたと解した」

④ 上告審—最高裁（一九八九（平元）年—一九九三年） 最高裁では、国側は、一、二審における主張を総合し、整理して上告したが、最高裁は、全面的に、二審の見解を支持し、上告を棄却した。

最高裁は、(イ)労基法第一二九条の文理からして、ま

た、可及的に被災労働者の救済を図るといふ見地から、

同法施行後の疾病が同法の災害補償の対象となる（結果主義）と述べ、(ロ)労災保険法第五七条第二項の解釈についても、労災保険法は、商法の保険法と異なり、国の『労働者災害補償法』ともいふべきものであるという見解に近い解釈をとり、「業務上の事由によって被害を受けた労働者に対する補償を実効的に行うことを目的としており」結果主義をとることが、「合理性がある」としている。(ハ)なお業務の起因性について当該労基署長が判断していないから、原審がその判断をしないで、本件不支給決定を取消したことは、違法でないとした。

二 最高裁判行政訴訟で、住民側の勝訴が少ない

理由についての印象

右のベンジジン事件では、最高裁第三小法廷は、理由並びに結論とも、一〇〇%労働者の遺族側に軍配をあげた。しかしこれは、稀な例であるから、ここに、かなり詳しく取上げたのであるが、多くの最高裁判行政事件は敗

訴率が高い。その理由をわたくしの印象から述べてみると、次の点を指摘できる。

(1) 国側は、本件ベンジジン事件でも、省の担当専門部門の人、法務省の有資格者の国家公務員を、必要あれば、何人でも召集できるのに反して、住民側は、本件の場合は、裁判所で証言したベンジジン専門家としては、現地和歌山労働安全センターの事務局長藤原慎一郎氏と関西医科大学原一郎教授の二人であり、法律専門家としては、弁護士藤原精吾氏一人であった。もっとも、最高裁の段階では、六人の弁護士の協力を得たようである。

(2) 国側は、本件で、国の各種の委員を引受けている主として国立大学の教授に援助を求めている。東工大のK教授、京大のN助教授は、夫々一審、二審の国側の証人となり、北大教授H氏、また某弁護士も、国側に立って、論文を書いた。これに反して住民側としては、筆者が一審で証人台に立った外、ボランティアとして、学習院大M教授、新潟大K教授が、夫々が最高裁、高裁に意見を書をだし、日本女子大のS教授、岩手大のK教授が、

夫々、住民側の立場に立った論文を書いた。

今回のベンジジン事件の場合は特別だが、一般的には、行政訴訟に訓練され、くわしい弁護士は、少ないのが、通例で、それだけ行政訴訟は、住民側に不利である。

(3) 国側は、法律雑誌の動員に有利である。今回のベンジジンの事件でも、国側の立場に立った学者は、季刊労働法、判例時報、ジュリストなど、ふるに使って論文を発表した。これに反して住民側に立った学者の使用した雑誌は、「いのち」に限定された感じさえあったが、その雑誌も、途中廃刊になった。住民側に立っていると、思われ労働法律句報も、一審、二審の判決が出て、これを取上げず、最高裁判決が出てはじめて、その内容、住民側の学者の見解を紹介した程度である。

一般の行政事件についても、同じことが言える。

(4) 行政訴訟で、国側は、住民側と較べて、財政上豊かであるから、訴訟の延期に意を介しないが、住民側では、原告は、老齢化し、死に至る。ベンジジン事件で

は、提訴後一七年に及び、夫は、地裁の判決までに、最後の二人共死亡した。一般の行政訴訟でも、長びき、老齢化し、死ぬまでに判決をみたいという気持が、原告側に強く響き、又訴訟の長期化とともに、財政の逼迫に、住民側の弁護活動は衰えがちである。

(5) 行政訴訟ではなんとといっても、国側は、豊富な資料をもっているだけでなく、情報公開制度が、まだ、不十分の中で、全体の奉仕者という気持でなく、あるいは「Government can do no wrong」政府は悪をなさず」という気持から、訴訟に勝つことのみに終始するなら、国側は、絶対に有利であり、住民側は、余りにも不利である。これらの行政訴訟における国側と住民側の格差は、筆者のささやかな経験から感じたものであるが、当事者は、その不公正なものを自らの手で取り除かなければならない。

三 最高裁民事労働訴訟事件に若干触れて

最近の最高裁民事労働事件の一つの特色として敢て指

摘すれば、原告、労働者の敗訴事件が目立っていることである。「就業規則不利益変更」、「医師選択の自由」、「時間外労働義務」、「長期にわたる年休」、「年休取得を理由に皆勤手当のカット」をめぐる事件で、最高裁は、使用者に軍配をあげている（これらの事件について法律論叢第六六巻第三号拙稿に掲載）

最高裁民事労働事件のもう一つの特徴として敢て指摘すれば、最高裁が結論として、すべて「合理性」という表現を使用していることである（法律論叢同号参照）。この法律用語は、多く、第二次大戦後、アメリカの影響を受けて使用されたものである。言語明瞭であるが、意味不明である場合が少なくない。結論を正当化するためのみ使用されたと思われる場合が、その最たるものである。カナダの政治学者 Kenneth S. Curtis は、合理性とは権力者に都合のよい言語だという意味の解説をしている。

そのような解説をされないように、合理性という言葉を使用したいものである。